

## 簡易苦情処理会議の確認事項を履行せよ！

6月28日、新幹線メンテナンス東海（SMT）に出向中の山本修さんの、不当な出向延期に関する簡易苦情処理会議を開催しました。

会議は、双方の意見の対立で終了しました。その後、会議の結果を本人に知らせる「通知書」の取り扱いをめぐり議論し、「申告された苦情については、基本協約300条に基づき当会議において慎重に審議した結果、委員間で意見の一致をみるに至らず会議は終了しました。」で通知書を作成し本人に通知することで双方確認しました。

その後、会社苦情処理委員から地本事務所に電話があり、組合苦情処理委員に対し、一方的に会議の確認事項を無視し通知書の発行をしないことを連絡してきました。

会社：先ほどの通知書の件で電話しました。本社より指導があり、会議対立だけの通知書ではだめで、先ほどの削除文を入れないといけなくなった。

組合：会議で確認したものであり、削除したものでなければ受取れない。

会社：本社は協約上、本人への会議の結果内容の通知には、その後の行き先を明記しなければならないと言っている。

組合：本社の指導は関係ない。簡易苦情処理会議で確認されたものであり、確認されたもので通知されたい。

会社：協約上の問題であり、本人に会議後の行き先を明記することになっているので、削除できない。

組合：納得できない。会議の確認事項ではないのか。

会社：削除したものでは、通知書の発行はできない。

組合：会社は通知書を発行しないということか、確認する。

## 本社の介入は労働協約違反！ 直ちに本人に通知書を発行せよ！

簡易苦情処理会議は、組合側と会社側からそれぞれ選出され承認された委員によって構成され、処理の結果については申告者及び会社に通知すること、そして申告者及び会社は会議の判定及び結果については従わなくてはならないと定められています。よって、本社の指示で、会議の確認事情を変更することは、協約を著しく踏みにじるものです。

新幹線地本は、簡易苦情処理会議の扱いについての団体交渉の申し入れを行ないました。会社は、団体交渉を開催し、簡易苦情処理会議について真摯に議論すべきです。さらに、本人に対して謝罪し、直ちに会議で確認された内容の通知書を発行せよ。

## 会社の労働協約の一方的な解釈は断固許さない！